

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年4月15日	株式会社神戸北交通(法人番号 8140001027434) 代表者藤原敏雄	兵庫県三木市吉川町豊岡 1030番	本社	兵庫県三木市吉川町豊岡1030番	警告(処分日車数30日車の ため、一般貸切旅客自動車 運送事業者に対する行政 処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年2月12日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。3件の違反が認められた。(1)「旅客自動 車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づ き、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務 時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第 1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下、「運輸規則」)第21条第1項)(2)運行指示 書の作成等義務違反【記載事項の不備】(運輸規 則第28条の2第1項)(3)乗務員等台帳の作成、備 付け義務違反【一部作成なし】(運輸規則第37条第 1項)	7	3